2　欧州連合において設立された供給者が、日本国における建設工事に係る調達のために入札を行うことを認められるため、日本国の建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき事業の評価（経営事項審査（経審と称することもある。）を受けることを要求される場合には、日本国は、当該評価を行う自国の当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　例えば次に掲げる指標であって、当該供給者が日本国外で得たものについては、差別的でない態様で査定を行い、適当な場合には、日本国内で得た指標と同等のものと認めること。

(i)　技術職員の数
(ii)　労働福祉の状況
(iii)　建設業の営業年数
(iv)　建設業の経理に関する状況
(v)　研究開発費の額
(vi)　ＩＳＯ第九〇〇一号又はＩＳＯ第一四〇〇一号の認証の取得
(vii)　若年の技術者及び技能労働者の雇用及び育成
(viii)　完成工事高
(ix)　元請完成工事高

(b)　例えば次に掲げる指標であって、当該供給者が日本国外で得たものについては、妥当な考慮を払うこと。

(i)　自己資本の額
(ii)　利払前税引前償却前利益（ＥＢＩＴＤＡ）の額
(iii)　純支払利息比率
(iv)　負債回転期間
(v)　総資本売上総利益率
(vi)　売上高経常利益率
(vii)　自己資本対固定資産比率
(viii)　営業キャッシュ・フローの額
(ix)　利益剰余金の額

第十・七条　選択入札

1　調達機関が政府調達協定第九条4及び5の規定に従い特定の調達について供給者の数を制限する場合には、入札を行うことを認められる供給者の数は、調達制度の運用上の効率性に影響を及ぼすことなく、競争を確保するために十分なものとする。

2　日本国については、この条の規定は、中央政府の機関についてのみ適用する。

第十・八条　技術仕様

調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、各締約国は、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。

(a)　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
(b)　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
(c)　関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。

第十・九条　試験に関する報告

1　各締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が、技術仕様、評価基準その他の条件に定める要件又は基準についての適合性を証明する手段として、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書の提出を要求することができる。

2　一方の締約国（その調達機関を含む。）は、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書の提出を要求する場合には、次のことを行う。

(a)　二千一年四月四日にブリュッセルで作成された相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定第二条1の規定に従い、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れること。
(b)　(a)に規定する協定の適用範囲の将来における拡大又は適合性評価手続の相互承認のために両締約国間で締結される新たな協定が効力を生じている場合には、これらについて妥当な考慮を払うこと。

第十・十条　環境上の条件

調達機関は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、この章に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

第十・十一条　入札書の取扱い及び落札

1　各締約国は、政府調達協定第十五条5の規定を適用するほか、自国の法令に定める条件に従い、自国の調達機関が同条5(a)及び(b)に定める条件のいずれかを選択することができること並びに自国の調達機関がそれぞれの条件の利点について了知していることを確保する。

2　調達機関は、政府調達協定第十五条6の規定を適用するほか、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

第十・十二条　国内の審査のための手続

1　締約国は、政府調達協定第十八条4の規定に従って公平な行政当局を指定する場合には、次のことを確保する。

(a)　指定を受けた当局の構成員が、独立しており、公平であり、及び在任中に外部からの影響を受けないこと。
(b)　指定を受けた当局の構成員が在任中にその意思に反して解任されないこと。ただし、その解任が当該指定を受けた当局を規律する規定により必要とされる場合は、この限りでない。
(c)　政府調達協定附属書Ⅰの各締約国の付表1及び付表3に掲げる調達機関並びに附属書十第二編に掲げる中央政府の機関及びその他の全ての機関（地方政府の機関を除く。）に関し、指定を受けた当局の長又は他の構成員のうち少なくとも一人が当該各締約国の法令により資格を有する裁判官、弁護士その他の法律専門家として必要な法律上及び職業上の資格と同等の法律上及び職業上の資格を有すること。

2　各締約国は、供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置を定める手続を採用し、又は維持する。政府調達協定第十八条7(a)に規定する暫定的措置の結果として、調達の過程が停止されることがあり、又は調達機関が既に契約を締結し、かつ、締約国が当該契約の履行の停止を定めている場合には、当該契約の履行が停止されることがある。当該手続は、当該暫定的措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることについて定めることができる。当該暫定的措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。